

資料 No. 3

第 5 3 号議案

福井県奨学育英資金貸付基金管理規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県奨学育英資金貸付基金管理規則（昭和45年福井県教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

平成25年3月25日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

奨学金の返還に関する負担を軽減するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

参 考

平成25年3月25日
高 校 教 育 課

「福井県奨学育英資金貸付基金管理規則」の一部改正の概要

1 改正理由

福井県奨学育英資金の返還猶予期間について、返還猶予事由が継続する間、猶予を継続することができるようとするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 返還猶予期間の最長期間（5年）の削除

・返還猶予期間は最長5年までであったが、返還猶予事由が継続する間、猶予を継続することができるようとするため、最長期間を削除

3 施行期日

公布の日から施行する。

福井県奨学育英資金貸付基金管理規則の一部を改正する規則新旧対照表
 福井県奨学育英資金貸付基金管規則（昭和四十五年福井県教育委員会規則第八号）

改 正 案

（奨学金の返還の猶予）

第十九条 奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 災害または負傷もしくは疾病により奨学金の返還が困難となつたとき。り災證明書または医師の診断書

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校または大学に在学するとき。
在学證明書

三 その他やむを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難となつたとき。その事由を証明するに足る書類

2 奨学金の返還を猶予する期間は、一年を超えない期間とし、該当する事由が継続するときは、申請により、一年を超えない範囲においてそのつど期間を延長することができる。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、奨学生であつたものが、第一項第一号に該当するときは、申請により、その該当する期間中、奨学金の返還を猶予することができる。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（奨学金の返還の猶予）

第十九条 奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 災害または負傷もしくは疾病により奨学金の返還が困難となつたとき。り災證明書または医師の診断書

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校または大学に在学するとき。
在学證明書

三 その他やむを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難となつたとき。その事由を証明するに足る書類

2 奨学金の返還を猶予する期間は、一年を超えない期間とし、該当する事由が継続するときは、申請により、一年を超えない範囲においてそのつど期間を延長することができる。ただし、その延長に係る期間は、五年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、奨学生であつたものが、第一項第二号に該当するときは、申請により、その該当する期間中、奨学金の返還を猶予することができる。

現 行

福井県奨学資金貸付基金管理制度規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年三月一日 福井県教育委員会
福井県教育委員会規則第号
福井県奨学資金貸付基金管理制度規則の一部を改正する規則
福井県奨学資金貸付基金管理制度規則(昭和四十五年福井県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第十九条第二項ただし書きを削る。
この規則は、公布の日から施行する。